

資料編

1. 全国の景観行政団体・景観計画策定団体

(1) 景観行政団体（平成24年4月1日時点）

・全国

546 団体（都道府県：47、指定市：20、中核市：41、その他：438）

・東北地方の景観行政団体

県	指定市	中核市	その他の市町村
青森県		青森市	八戸市、弘前市
岩手県		盛岡市	平泉町、一関市、北上市、遠野市、奥州市
宮城県	仙台市		登米市、松島町、多賀城市、塩竈市
秋田県		秋田市	横手市、仙北市、小坂町
山形県			酒田市、鶴岡市、大江町、長井市、米沢市
福島県		郡山市、 いわき市	南会津町、三春町、会津若松市、白河市、喜多方市、福島市

(2) 景観計画策定団体（平成24年4月1日時点）

・全国の景観計画策定団体

335 団体（都道府県：20、指定市：18、中核市：36、その他：261）

・東北地方の景観計画策定団体

県	指定市	中核市	その他の市町村
青森県		青森市	八戸市、弘前市
岩手県		盛岡市	平泉町、一関市、遠野市、北上市、奥州市
宮城県※	仙台市		登米市
秋田県※		秋田市	
山形県			米沢市、酒田市、鶴岡市、大江町、長井市
福島県			喜多方市、白河市

※ 宮城県及び秋田県は県計画を策定していない。

2. 景観関連補助事業の概要（H22.3 時点）

平成 22 年 3 月時点の、景観形成に関連する、国の主な補助事業などの概要を下表に掲載します。次頁以降に、それぞれの事業概要を掲載します。

実際に補助事業の活用を検討する際は、補助事業の要綱などで最新情報を確認してください。

表 景観関連の国の主な補助事業等

	事業名	対象者	対象物等	担当省庁等
(1)	景観形成総合支援事業	都道府県、市町村 民間団体 等	[ハード] 「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に基づく外客来訪促進地域の区域等の景観重要建造物、建築物、外構 等 [ソフト] 景観形成活動、景観活用活動 等	国土交通省
(2)	街なみ環境整備事業	地方公共団体	[ハード] 街なみ整備等 [ソフト] 協議会活動、整備方針策定 等	国土交通省
(3)	まちづくり交付金	市町村	[ハード] 道路、公園、下水道、修景施設 等 [ソフト] 事業活用調査、まちづくり活動 等	国土交通省
(4)	身近なまちづくり支援街路事業	都道府県、市町村	[ハード] 街路整備、駐輪場、ポケットパーク等	国土交通省
(5)	暮らし・にぎわい再生事業	地方公共団体、中心市街地活性化協議会、都市再生機構、民間事業者 等	[ハード・ソフト] 空きビル再生支援、都市機能まちなか立地支援、賑わい空間施設整備（公開空地等） 等	国土交通省
(6)	都市活力再生拠点整備事業	地方公共団体、再開発準備組織等	[ハード] 公開空地整備、立体的遊歩道・人工地盤等の施設整備 等 [ソフト] まちづくり活動 等	国土交通省
(7)	ふるさとの川整備事業	国、都道府県、市町村	[ハード] 河川改修（河川区域内のボードウォーク等）	国土交通省

	事業名	対象者	対象物等	担当省庁等
(8)	地域用水環境整備事業	都道府県、市町村、土地改良区 等	[ハード] 農業水利施設	農林水産省
(9)	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業	中小事業者（商工会議所、商工会、商店街振興組合、第3セクター）、民間事業者等	[ハード] 施設整備（テナントミックス店舗）等 [ソフト] 中心市街地活性化協議会支援 等	経済産業省 中小企業庁

(1) 景観形成総合支援事業

〔国土交通省〕

《事業概要》**1. 概要**

良好な景観形成のため、景観重要建造物の修理、外観修景、買取、移設、景観重要樹木の買取、枯損・倒伏防止措置の実施を推進するとともに、これらとあわせて行う、公共公益施設の高質化、景観の阻害要因の解消、良好な景観の形成・活用を推進する観点から行う、地域住民の意識啓発、人材育成のためのまちづくりセミナーの開催等各種取組を支援する。

国土交通大臣の承認を得た市町村が作成する「景観形成・活用事業計画」に位置付けられた以下の①及び②の景観形成・活用事業。なお、必須事業の実施が見込まれる場合、同計画の作成(計画作成に当たって必要となる調査、地区住民の啓発、合意形成を得るための取組みを含む)も対象。

①**必須事業**：本事業の実施に当たり、必ず実施する必要のある事業(次のいずれか)。

- 1) 景観重要建造物の修理、買取又は移設(土地購入を含む)
- 2) 景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置又は買取(土地購入を含む)

②**選択事業**：必須事業と併せて行う必要のある事業を選択して実施。

- 1) 景観重要建造物の外観修景
(屋外に露出している各種設備、広告物等の除却、隠蔽その他の景観面からの改善、敷地にある門、塀、柵、照明等についての景観面からの改善を含む)
- 2) 建築物及び工作物等に係る景観の阻害要因の解消
・建築物及び工作物の外観修景又は除却
(屋外に露出している各種設備等、1)と同じ)
・屋外広告物の外観修景、除却又は集約化
・堆積物件の外観修景又は除却
・電線類の無電柱化(道路路区域においては道路附属物となるものを除く)
- 3) 良好な景観を活用し、交流人口の拡大を図る施設の整備(土地購入を除く)
(案内施設、案内標識、交流施設、休養施設、体験・学習施設、ライトアップ施設及び駐車場等)
- 4) 公共公益施設の高質化
(道路や通路、広場等における舗装の美装化、植栽、花壇の設置、せせらぎの整備、景観に配慮したストリートファニチャー、モニュメントの設置等)
- 5) 良好な景観の形成及びその活用を推進する観点から行う各種活動
・景観形成活動
(地区住民の啓発・研修活動、人材育成、景観材料の育成や製作に係る技術者養成等)
・景観活用活動

(良好な景観を活用した観光イベントの実施等)

2. 補助対象者

都道府県、市町村、民間団体等

3. 補助対象地域

景観重要建造物又は景観重要樹木の存する地域で、かつ、次の①～③のいずれかの条件を満たす区域。

- ①国土交通大臣が同意した「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」に基づく外客来訪促進地域の区域
- ②「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく「認定歴史的風致維持向上計画」の重点区域
- ③「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく「認定観光圏整備実施計画」の区域

4. 補助対象、経費

市町村 事業費の1/3以内

都道府県(自らの管理施設を対象とする場合に限る)

民間団体、個人へは市町村を通じた間接補助を実施

事業費の1/3以内

事業費の1/3以内、かつ、市町村の補助に要する費用の1/2以内

(2) 街なみ環境整備事業

〔国土交通省〕

《事業概要》**1. 概要**

生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図る。

2. 補助対象者

地方公共団体

3. 補助対象経費

- ・協議会活動助成事業：間接 1/2
- ・整備方針策定事業：直接 1/2（限度額 770,000 円/ha）
- ・街なみ整備事業：直接 1/2
- ・街なみ整備助成事業：間接 1/3

(3) まちづくり交付金

〔国土交通省〕

《事業概要》**1. 概要**

市町村が作成した都市再生整備計画に基づく下記事業の経費を補助

- ・道路、公園、下水道、多目的広場、修景施設、地域交流センターの整備 等
- ・高齢者向け優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅 等
- ・土地区画整理事業や市街地再開発事業 等
- ・市町村提案事業（各種調査や社会実験等）。

2. 補助対象者

市町村

3. 補助対象経費

算出式に基づく

(4) 身近なまちづくり支援街路事業

〔国土交通省〕

《事業概要》**1. 概要**

豊かさを実感できる身近な生活空間、より質の高い街路空間を形成するため、幹線街路の整備や地区レベルの街路の再整備を面的に実施する事業。事業実施地区例として、以下の地区が挙げられる。

- ①歴史的街並みを整備保全すべき地区
- ②居住環境を改善すべき地区
- ③駅周辺の歩行空間等の都心の交通環境を改善すべき地区
- ④文教地区、都心公園周辺等の良好な都市景観を形成すべき地区
- ⑤災害危険性を解消すべき地区等

整備項目例は以下の通り。

- ①歩行者専用道の体系的整備
- ②交通広場等の交通結節点の整備
- ③電線類の地中化
- ④駐車場案内システムの整備
- ⑤街路緑化
- ⑥歴史的みちすじの再整備

2. 補助対象者

都道府県、市町村

3. 補助対象経費

一般の街路事業として実施 補助率 1/2、5.5/10～7.0/10（交付金）

(5) 暮らし・にぎわい再生事業

〔国土交通省〕

《事業概要》**1. 概要**

中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的とするもの。

①コア事業（都市機能まちなか立地支援、空きビル再生支援、賑わい空間施設整備）**1) 都市機能まちなか立地支援**

中心市街地に都市機能導入施設を整備することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する。

2) 空きビル再生支援

中心市街地の既存建築物を都市機能導入施設として再生することにより、中心市街地に不足している都市機能の集積を推進する。

3) 賑わい空間施設整備

多目的広場等の整備を行うことにより、中心市街地の賑わい空間の創出を推進する。

②附帯事業（関連空間整備、計画コーディネート支援）**1) 計画コーディネート支援**

暮らし・にぎわい再生事業計画（以下、「再生事業計画」という。）の作成及びコーディネート業務を実施する。

2) 関連空間整備

コア事業に併せて行われるものとして、再生事業計画に定められた公開空地又は駐車場を整備する。

2. 補助対象者

地方公共団体、中心市街地活性化協議会、都市再生機構、民間事業者 等

3. 補助対象経費

1/3（ただし、一定面積以上の公益施設がある場合等の要件を満たす場合には、1/15 加算）

(6) 都市活力再生拠点整備事業

〔国土交通省〕

《事業概要》**1. 概要**

地域の拠点となる中心市街地の商業地等の活性化を図る観点から、総合的な整備計画に基づき、市街地再開発事業など各種の事業により都市計画道路と一体となった総合的な再開発を推進することを目的とするもの。

①地区再生計画作成費、コーディネート業務に要する費用、街区整備計画作成費、事業化促進計画（モデル権利変換計画）作成費（補助率 1/3、ただし都市基盤整備公団が行うコーディネート業務は補助率 1/2）**②街区整備計画に位置付けられた公開空地の整備、市街地再開発事業と一体的に整備する駐車場、人工地盤・立体的遊歩道等の施設、市街地再開発事業において建設されるものと代替関係にある駐車場、住宅等の整備費（補助率 1/3）****2. 補助対象者**

再開発準備組織、地方公共団体、都市基盤整備公団等

(7) ふるさとの川整備事業

〔国土交通省〕

《事業概要》**1. 概要**

河川本来の自然環境の保全・創出や周辺環境との調和を図りつつ、地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図ることを目的とする。

河川管理者及び市町村長は対象河川の指定を受けた後、地域の創意・工夫を尊重し、地域との連携を図りつつ「ふるさとの川整備計画」を策定する。整備計画が認定されると、重点的な整備により事業の完成を目指す。

直轄河川改修費、河川改修費補助、都市河川改修費補助及び準用河川改修費補助等の既定事業で実施。

2. 補助対象者

国、都道府県、市町村

(8) 地域用水環境整備事業

〔農林水産省〕

《事業概要》**1. 概要**

農村地域に広範に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水の有する多面的な機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上を図るとともに、併せてこれら施設の整備を契機に、地域一体となった農業水利施設の維持・保全体制の構築に資することを目的とした事業であり、次の二つのタイプがある。

①地域用水環境整備型

農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るため必要となる以下の整備を実施する事業。

1. 親水・景観保全施設
2. 生態系保全施設
3. 地域防災施設
4. 渇水対策施設
5. 利用保全施設
6. 地域用水機能増進施設
7. 特認施設

②歴史的施設保全型

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施する事業。

2. 補助対象者

都道府県、市町村、土地改良区 等

(9) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

〔経済産業省 中小企業庁〕

《事業概要》**1. 概要**

中心市街地の活性化に関する法律に基づく認定基本計画に位置付けられた商業活性化事業の支援

①施設整備事業

テナントミックス店舗、集客核施設の設置、駐車場、催事場等の整備 等（中小事業者分については、特定民間中心市街地活性化事業計画の認定が必要。）

②活性化支援事業

地域コミュニティとの連携事業（文化、教育、保育等）等

③中心市街地活性化協議会支援

タウンマネジャーの設置、専門家を招いてのセミナー・研修会の開催、まちづくりに関する調査・研究、タウンマネジメント診断 等。

2. 補助対象者

中小事業者（商工会議所、商工会、商店街振興組合、第3セクター）、民間事業者等

3. 補助対象経費

事業を実施するための事業費のうち、補助対象経費の2/3。

（※民間事業者分については、補助対象経費の1/2。）

2. 用語索引

用語の解説が載っている主な頁（解説が始まる頁）を表示しています。

【ア行】

アイストップ	17
青森県景観計画	25
アンケート	38
遠景	15
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	62

【カ行】

勧告	49
近景	15
景観	14
景観協議会	81
景観行政団体	101
景観協定	81
景観計画	33
景観計画区域	44
景観計画策定体制	104
景観形成基準	49
景観構成要素	19
景観重要建造物の指定の方針	58
景観重要公共施設の整備に関する事項	64
景観重要樹木の指定の方針	60
景観条例	108
景観整備機構	81
景観地区	76
景観づくり	14
景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	66
景観法	6
景観緑三法	8

【サ行】

シークエンス	18
自然公園法の特例	70
事前相談・事前協議	112
視対象	15
視点	15

視点場	17
住民提案制度	81
重要文化的景観.....	115
準景観地区.....	76
世界遺産の遺産区域（コアゾーン）	113
世界遺産の緩衝地帯（バッファゾーン）	113
【タ行】	
地域別景観特性ガイドプラン.....	25
中景.....	15
眺望.....	17
特定届出対象行為.....	56
届出.....	49
届出対象行為	49
【ハ行】	
パノラマ.....	17
光害.....	22
ビスタ	17
変更命令.....	49
【マ行】	
マンセル表色系、マンセル値.....	21
【ラ行】	
ランドマーク	17
良好な景観の形成に関する方針	74
良好な景観の形成のための行為の制限	48
【ワ行】	
ワークショップ.....	39

